

(注) 取扱店は変更がありますので、ご利用前になるべくご確認をお願いいたします。

★インターネットでは、全国の登録店をご覧いただけます。⇒全国すし商生活衛生同業組合連合会HPアドレス <http://sushi-all-japan.com/>
 ★インターネットからも「すし券」が購入できます。⇒静岡県館商生活衛生同業組合HPアドレス <http://shizuoka-sushi.jp>

(伊東市7店) Tm.0557		
猪戸2	さくら寿司	37-3215
猪戸1	亀寿司	37-5740
猪戸1	つた好	37-1354
猪戸1	すしの寿々丸	36-7387
岡広町1	さがみ寿司	37-3395
官川町1	のんき寿司	37-2454
広野1	祇園	37-2860

(三島市3店) Tm.055		
広小路町1	藤すし	971-4649
大宮町1	あめや鮎	975-1152
駿東郡長泉町下土狩442	喜作寿司	986-2688

(沼津市9店) Tm.055		
千本港町1	双葉寿司	962-0885
千本港町1	鮎庵さいとう	952-3009
春日町47	鮎庵さいとう	954-3009
千本港町5	若駒	963-8584
今沢527	若竹寿司	967-0270
下香貫藤井原	司寿司	931-2453
添地町155	黄金鮎	951-4654
西添町11	栄寿司	966-9566
若葉町1	福六寿	921-3650

(富士宮市2店) Tm.0544		
朝日町9-6	すし処米津	27-3741
大中里100	寿し萬あたらし	66-8403

(富士市1店) Tm.0545		
《吉原地区》		
吉原3	魚民	52-4105

(静岡市清水区11店) Tm.054		
由比314	井筒屋	375-2039
蒲原3	鮎処やましち	388-2339
大内新田1: 千代田吉野寿司高部店		
		344-2511
北矢部	船越寿し安	352-3320
入江2	魚虎寿司	366-7233
入江3	まぐろ寿司	366-0693
追分1	追分奴すし	365-4636
袖師517	袖師寿し鐵	365-5233
草薙122	魚竹寿し	345-8268
入船町13	入船鮎ドリームプラザ店	395-8551
入船町13	鮎川澄	340-9178
(ドリームプラザ内)		



贈って喜ばれ! 使って便利!

全国共通すし券

◎すし券ご利用約款

第1条(約款の趣旨)
 静岡県館商生活衛生同業組合(以下、組合という)は、全国共通すし券(以下、すし券という)をこの約款に従って取扱うものとし、すし券の所有者(以下、お客様という)も、この約款によりご利用いただくものとします。

第2条(すし券の利用)
 1. すし券の額面は1枚、500円とします。
 2. お客様は、すし券を全国のすし組合加盟店のうち、すし券取扱店(以下、取扱店という)で、1枚500円相当として、すし、その他取扱店で扱う飲食物の代金に現金と同様に利用できるものとし、複数枚の使用もできるものとします。
 3. すし券は現金との交換、買入はできないものとします。なお、飲食代金との差額については、おつりはお出ししません。
 4. すし券の裏面、発行店名欄に発行店印のないものは無効とします。また、使用店欄にすでに押印されたものも無効とします。

第3条(すし券が利用できない場合)
 次の場合など、すし券がご利用いただけないことがありますのでご了承ください。その際は、現金・その他の方法でお支払いください。
 1. すし券の著しい汚れ、破損

(静岡市葵区 31店) Tm.054		
田町2	寿し幸本店	254-2955
駒形通5	こいな鮎	253-1976
新通2	新通松乃寿司	252-5614
吉野町5	寿司割烹船正	251-2703
井宮町76	寿し乃む佐志	273-6345
八千代町	八千代寿し鐵	255-5511
安西4	安西寿し鐵	252-4407
安東3	末廣鮎安東店	245-5261
長沼628	ほ里井寿司	261-3849
南沼上3	松乃寿司支店	262-9320
瀬名川2	むら上寿司	261-4676
川合2	千代田吉野鮎	261-9830
西千代田町34	西千代田玉寿司	245-7539

横田町4	桜寿し	252-3674
巴町68	巴寿し	247-7979
鷹匠3	末廣寿し本店	245-0558
伝馬町8	吉野寿司本店	252-1026
伝馬町17	鮎かんざき	221-1708
紺屋町17	入船鮎葵ヶ-店	251-9178
紺屋町13	寿し幸実字栄	221-3888
紺屋町3	実字栄はなれ鮎福幸司	252-5100

昭和町5	陣太鼓	253-3647
昭和町4	浪漫館 鮎よし水	253-3889
常磐町1	すし処尾崎	653-3910
両替町2	入船鮎両替町店	254-1158
入宿町1	寿司職人びる川	251-9787
羽高231	花千代	246-8754
岳美20	みどり寿司城北店	245-2988
葵町43	葵町玉寿司	253-3705
北86	京助鮎	246-5110
羽鳥2	すし処俺らの家まで	278-3543

(駿河区 8店)		
南町6	入船鮎南店	282-1158
高松1	寿し政高松店	237-6066
有東2	入船鮎登呂店	284-5151
敷地1	吉野鮎高松店	237-6833
池田880	とよ寿し	262-4873
小鹿3	栄鮎	285-9062
聖一色73	聖一色玉寿司	262-0880
用宗2	用宗寿司国本店	259-2719

(焼津市12店) Tm.054		
浜当目1	浜寿司	628-8350
中港4	中港金寿し	627-0933
本町4	松乃寿司	627-6666
本町2	寿司処昇利	627-7388
焼津1	よし寿司	629-5600
焼津5	なぎ寿し	627-1005
小川新町2	小川金寿し	629-1134
三和1167	寿司実	624-3030
田尻2063	寿司哲	623-1669
下小田	きよ寿し	624-5273
惣右衛門	八おき	624-5555
石津中町20	あおい寿し	623-3131

(藤枝市8店) Tm.054		
横内163	うなぎや	641-5694
藤枝1	山内屋	641-0641
藤枝3	藤枝はらき鮎	641-8208
本町2	魚久	641-0214
岡田山1	寿し宏	645-0080
志太1	寿し幸志太支店	644-1022
高洲1	寿づよし	635-1262
駅前3	神田寿司	645-1234

(島田市1店) Tm.0547		
厨町14-4	寿司幸	36-2585

(御前崎市1店) Tm.0537		
池新田5799	小松寿し	86-3962

(牧之原市2店) Tm.0548		
相良333	大栄鮎	52-0469
地頭方929	喜楽寿司	58-0811

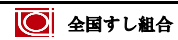
(菊川市1店) Tm.0537		
堀之内1203	清寿し	35-2032

(掛川市1店) Tm.0537		
二瀬川1	福田寿し	24-3388

(磐田市5店) Tm.0538		
坂上町2403	新角すし	32-2991
中泉東町601	春駒	32-2516
富士見町1	磯松	32-0080
豊島1355	寿司徳	35-8602
城之崎4	沖之寿司	37-0009

(浜松市7店) Tm.053		
《中区》		
元浜町78	美好寿司	471-2384
砂山町360	末広鮎	452-6288
中央2	千鳥寿司	452-9366
野口町517	寿したちばな	463-0992
旅籠町44	寿し江戸よし	453-1318
《南区》		
法枝町536	寿司正	441-3496
《浜北区》		
横須賀1162	富鮎	587-5218

(湖西市1店) Tm.053		
新居町新居1557	寿司松	594-0055



他県をご利用の方は、下記にお問い合わせ下さい。

北海道	011-261-2651
青森県	017-752-6611
秋田県	018-827-6425
山形県	023-622-2918
岩手県	019-623-5388
宮城県	022-265-3814
福島県	024-523-1555
栃木県	028-638-7339
茨城県	029-231-3043
群馬県	027-224-2292
埼玉県	048-862-1644
東京都	03-6633-0720
千葉県	043-309-9199
神奈川県	045-242-3345
新潟県	0252-46-3020
長野県	026-234-6555
富山県	076-491-3226
石川県	076-262-8610
福井県	0776-53-3040
山梨県	055-298-6906
愛知県	052-583-1183
三重県	059-225-7756
岐阜県	0573-25-1888
滋賀県	077-526-0360
京都府	075-321-5448
大阪府	06-6538-3121
兵庫県	078-331-3350
島根県	0852-24-4729
広島県	082-296-1751
山口県	083-251-6353
愛媛県	089-926-5552
香川県	087-867-0014
徳島県	088-623-6106
福岡県	092-651-1199
長崎県	095-823-1311
熊本県	096-385-8710
大分県	0977-72-2421
宮崎県	0985-28-1003
鹿児島県	099-224-2136



静岡県鮎組合ロゴマーク

■静岡県すし組合の問合先■
 静岡市葵区常磐町3丁目3-9
 静岡生衛会館3階

☎054-255-7148 FAX054-251-2240
 メール info@shizuoka-sushi.jp

2. すし券が、違法または不正に取得されたものであるとき
 3. すし券が、偽造、変造または不正に作成されたものであるとき

第4条(すし券の紛失)
 すし券を盗難、紛失などされた場合、再発行はいたしません。

第5条(すし券の有効期限)
 有効期限を過ぎたすし券はご利用できなくなりますので、すし券表面の有効期限をご確認いただけますようお願いいたします。

第6条(取扱いの変更)
 すし券の取扱いは、この約款を変更する場合、当組合は一定の予告期間を置いて、周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は、変更後の約款を適用いたします。

第7条(事業の廃止)
 方が、組合が解散あるいはその他の理由等ですし券事業の継続ができなくなった場合は、その組合の発行したすし券は他都道府県組合加盟店でのご利用ができなくなる場合がございます。